

東京都
令和6年度
デマンドレスポンス活用を見据えた
家庭用燃料電池普及促進事業

助成金申請 添付書類の手引き

Ver1.0

(お問い合わせ先・申請書の提出先)
公益財団法人東京都環境公社
東京都地球温暖化防止活動推進センター
(愛称:クール・ネット東京)

〒163-0817

東京都新宿区西新宿2-4-1 新宿NSビル 17階

電話:03-6659-3472 (DR 家庭用燃料電池普及促進事業 ヘルプデスク)

(受付時間) 月曜日～金曜日(祝祭日を除く)9:00～17:00(12:00～13:00を除く)

ホームページ:https://www.tokyo-co2down.jp/subsidy/demand_response_fam_hydrogen

当手引きは助成金申請に当たり、助成金交付の対象や手続上の主な注意点を具体的に説明するものです。本手引きに記載がない事項については、実施要綱及び交付要綱並びに公社の定めるところにより運用されます。

目次

【更新履歴】	3
1.1 申請書類を作成いただく前に(留意事項:必ずお読みください)	4
2.1 事前申込 提出書類	4
2.2 助成金交付兼実績報告 提出書類①	9
2.3 助成金交付兼実績報告 提出書類②(添付書類)	10
2.4 提出書類の注意点	14
2.4.1 家庭用燃料電池設置に関する書類の注意点	14
2.4.2 DR 実証参加に関する書類の注意点	18
2.5 各書類作成例等	20
3.1 (参考)関連ホームページのご案内	34

【更新履歴】

No.	版	更新日	更新項目	主な更新内容
1	1.0	2024/6/17	-	新規作成
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				

1.1 申請書類を作成いただく前に(留意事項:必ずお読みください)

申請書類及び添付書類の作成・提出に当たっては、以下の点に留意してください。

- ① 助成金の審査手続中、会社からのお問い合わせの際に確認をお願いすることがあります。
提出書類は原則返却できませんので、必ずコピーをとった上で提出し、控えを保管してください。
- ② 必要事項の確認のため、必須書類に加え、別途資料及び書類等の提出をお願いする場合があります。
- ③ 申請手続きについて、手引きに掲載のない事項や、明確に判断できない場合は、事前に公社までご相談ください。
- ④ 事前申請と交付申請兼実績報告の提出方法は統一してください。
- ⑤ 公社では、円滑な審査実施のため**原則、電子申請**をお願いしております。

2.1 事前申込 提出書類

1台1事前申込となります。

同じ申請者が複数台の事前申込される場合は、台数分の事前申込が必要です。

・例

申請者 A 家庭用燃料電池 1台設置予定 →1件事前申込

申請者 B 家庭用燃料電池 2台設置予定 →2件事前申込(設置台数分の事前申込が必要)

■電子申請の場合

https://www.tokyo-co2down.jp/subsidy/demand_response_fam_hydrogen

※上記 HP にある『事前申込の手引き』をご確認いただき、

『事前申込フォーム』から御申請ください。

㊤事前申込と交付申請兼実績報告の提出方法は同じにしてください。

事前申込を電子申請した場合は、交付申請兼実績報告も電子申請で提出する必要があります。

★添付書類について

・設置予定機器の見積書1点です。(以下の内容が記載された見積書をご用意ください。)

- ① 対象機器設置場所住所が明記されていること
- ② 「宛先(注文者)」に助成申請者の宛名が記載されていること
- ③ 対象機器の「型番(品番)」が正確に記載されていること
- ④ 機器費と工事費の概算を分けて記載すること(消費税含まず)

※見積書に記載できない内容がある場合、補足資料を作成し、社判を押印の上、併せて提出してください。

※添付書類は PDF 形式、添付写真は JPEG・PNG 形式にしてください。

- ・事前申込を完了すると、10分以内に事前申込の受付完了メールが届き事前申込は完了です。
- ・受付日以降(受付日を含む)に、契約締結や工事着手、工事金支払いを行ってください。

■紙申請の場合

- 本手順書にある事前申込書類について A4様式にて手書きで必要項目を記載してください。
 - 助成金の審査手続中、公社からのお問い合わせの際に確認をお願いすることがあります。
提出書類は原則返却できませんので、必ずコピーをとった上で提出し、控えを保管してください。公社に提出された書類を電子メール等で助成対象者及び手続き代行者にお送りすることはできません。
 - **工事契約・施工につきましては、事前申込を公社が受領後に可能となります。**公社受領日につきましては、返送いたします事前申込書類に記載がありますので、書類の到着をお待ちください。
 - 様式等にある事前申込書をダウンロードし、情報を記入してください。
 - 事前申込には誓約書も含まれておりますので、必ずご確認くださいチェック(✓)をお願いいたします。
- 《お送りいただく書類》下記3点です。

(1) 事前申込書(誓約書含む) **2部(手書きしたものと、コピーしたもの)**

・下記 HP の様式等にある「事前申込書」をダウンロードし、記入してください。

https://www.tokyo-co2down.jp/subsidy/demand_response_fam_hydrogen

・手書きの場合は、黒色又は青色のボールペンで丁寧に記入をして下さい。

・ボールペン以外で記入したもの、消すことができるインクのペンで記入したもの、及び黒色又は青色以外のペンで記入したものについては、受付できません。

・手続き代行者がいる場合は、必ず手続き代行者情報を記入ください。

(2) 見積書

・下記項目が記載された見積書をご用意ください。見積書に記載できない内容がある場合、補足資料を作成し、社判を押印の上、併せて提出してください。

- ① 対象機器設置場所住所が明記されていること
- ② 「宛先(注文者)」に助成申請者の宛名が記載されていること
- ③ 対象設備の「型番(品番)」が正確に記載されていること
- ④ 機器費と工事費の概算を分けて記載すること(消費税含まず)

(3) 返信用切手付き封筒

・返信用封筒として、作成された事前申込書1枚(A4)が入る封筒、切手をご用意ください。切手の金額が不足にならないようご注意ください。

・封筒に切手を貼り、返信先住所・宛先名(申請者名)を記載してください。

・宛名が手続き代行者になっている場合は、申請者名に書き替えてお送りいたします。

・提出いただいた事前申込書の1部は公社用に、もう1部は申請者用として受付印を押印して返信用封筒にてお送りします。

・事前申込受付の証拠になりますので大事に保管してください。

(返信用記入例)

切手	〒000-0000	
	送 付 者 氏 名 様	東 京 都 〇 〇 市 × 丁 目 × 番 × 号

公社へ郵送

3点を封書に入れて下記まで送付ください。

公社にて事前申込受付を完了すると、公社から事前申込書1部をお戻しいたします。

提出先: 〒163-0817 東京都新宿区西新宿 2-4-1 新宿 NSビル 17 階
東京都地球温暖化防止活動推進センター 創エネ支援チーム
DR 家庭用燃料電池普及促進事業 担当者 宛

- * FAX や電子メールによる事前申込書類の送付は受け付けておりません。郵送でお願いいたします。
- * 着払いや料金不足での提出は受付しません。
- * 申請書類は、受付期間外に公社に到着したのも受付しません。
- * 原則として、事前申込書類の到着に関するお問い合わせに個別に回答することは出来かねますので、到着の確認を希望される場合は、郵送の際に到着まで追跡可能な方法でご提出頂き、ご自身で事前申込書類の到着の確認をお願いいたします。(郵便事故等による書類の紛失に対し、公社は責任を負いかねます。)
- * 同時に複数件申請する場合は、一通にまとめて郵送いただいても構いませんが、必ず内封筒やクリアファイル等で、1申請ごとに書類を分けて入れて下さい。(ホチキス止めは不可。)その際は、申請数と申請者名が分かる一覧を添付して下さい。
- * 封筒の表に、「**DR 家庭用燃料電池助成金 必要書類在中**」と赤字で記入してください
- * **返信用封筒がないもの**
返信用封筒に切手が貼っていないもの
添付書類の見積書がないもの等の不備書類につきましては、受領いたしません。送付した書類につきましても、返送いたしませんのでご注意ください。

【事前申込】必要添付書類リスト

事前申込 必要添付書類		
提出書類名称	確認事項	チェック欄
1 【紙申請のみ】 事前申込書 家庭用燃料電池 (エネファーム)	<p>【紙申請のみ】</p> <p>・事前申込書(誓約書含む) 2部(手書きしたものと、コピーしたもの) (漢字氏名は、提出する本人確認資料の漢字氏名に合わせてください。)</p> <p>下記 HP の様式等にある「事前申込書」をダウンロードし、記入してください。 https://www.tokyo-co2down.jp/subsidy/demand_response_fam_hydrogen</p>	<input type="checkbox"/>
2 【紙申請のみ】 返信用切手付き封筒	<p>【紙申請のみ】</p> <p>返信用封筒として、作成された事前申込書1枚が入る封筒、切手をご用意ください。切手の金額が不足とならないようご注意ください。</p> <p>・封筒に切手を貼り、返信先住所・宛先名(申請者名)を記載してください。</p> <p>・宛名が手続代行者になっている場合は、申請者名に書き替えてお送りいたします。</p> <p>提出いただいた事前申込書の1部は公社用に、もう1部は申請者用として受付印を押印して返信用封筒にてお送りします。</p>	<input type="checkbox"/>
3 【電子申請・紙申請】 設置予定機器の 見積書(写し)	<p>【電子申請・紙申請共通】</p> <p>設置予定機器の見積書1点です。 (以下の内容が記載された見積書をご用意ください。)</p> <p>①対象機器設置場所住所が明記されていること</p> <p>① 「宛先(注文者)」に助成申請者の宛名が記載されていること</p> <p>② 対象機器の「型番(品番)」が正確に記載されていること</p> <p>③ 機器費と工事費の概算を分けて記載すること (消費税含まず)</p> <p>※見積書に記載できない内容がある場合、補足資料を作成し、社判を押印の上、併せて提出してください。</p> <p>漢字氏名は、提出する本人確認資料の漢字氏名に合わせてください。</p>	<input type="checkbox"/>

【見積書 記入例】

●年 ●月 ●日

見積書

東京 花子 様

設置場所住所

東京都〇〇区〇〇 〇丁目〇番〇号

東京都〇〇区〇〇町 1-1-1

〇〇株式会社 〇〇営業所

営業所長 〇〇 〇〇

下記のとおりお見積りさせていただきます。

家庭用燃料電池 (エネファーム)	メーカー	〇〇株式会社
家庭用燃料電池(エネファーム)燃料電池ユニット	型番(品番)	×××-0000
家庭用燃料電池(エネファーム)貯湯ユニット	型番(品番)	×××-0000
エネルギーマネジメント機器 及びIoT関連機器	メーカー	〇〇株式会社
	型番(品番)	×××-0000

対象機器の金額		
家庭用燃料電池(エネファーム) 機器費		¥***,***
家庭用燃料電池(エネファーム) 工事費		¥***,***
エネルギーマネジメント機器及びIoT関連 機器費		¥***,***
エネルギーマネジメント機器及びIoT関 工事費	交換・処分・撤去・雑部材等 は、助成対象外です。	¥***,***
合計		¥***,***
消費税		¥***,***
総額		¥***,***

<備考>

2.2 助成金交付兼実績報告 提出書類①

■電子申請の場合

https://www.tokyo-co2down.jp/subsidy/demand_response_fam_hydrogen

『交付兼実績報告フォーム』から御申請ください。

⑨事前申込と交付申請兼実績報告の提出方法は同じにしてください。

事前申込を電子申請した場合は、交付申請兼実績報告も電子申請で提出する必要があります。

添付書類については”2.3 助成金交付兼実績報告 提出書類②(添付書類)”をご参照ください。

■紙申請の場合

- 本手順書にある事前申込書類について A4様式にて手書きで必要項目を記載してください。
- 助成金の審査手続中、公社からのお問い合わせの際に確認をお願いすることがあります。**提出書類は原則返却できませんので、必ずコピーをとった上で提出し、控えを保管してください。**公社に提出された書類を電子メール等で助成対象者及び手続き代行者にお送りすることはできません。

(1) 交付申請兼実績報告書

下記 HP の様式等にある「第5号様式」をダウンロードし、記入してください。

https://www.tokyo-co2down.jp/subsidy/demand_response_fam_hydrogen

- ・手書きの場合は、黒色又は青色のボールペンで丁寧に記入をして下さい。
- ・ボールペン以外で記入したもの、消すことができるインクのペンで記入したもの、及び黒色又は青色以外のペンで記入したものについては、受け付けできません。
- ・手続代行者がいる場合は、必ず手続代行者情報を記入ください。

添付書類については”2.3 助成金交付兼実績報告 提出書類②(添付書類)”をご参照ください。

(2) 公社へ郵送

封書に入れて下記まで送付ください。

公社にて事前申込受付を完了すると、公社から事前申込書1部をお戻しいたします。

提出先: 〒163-0817 東京都新宿区西新宿 2-4-1 新宿 NSビル 17 階
東京都地球温暖化防止活動推進センター 創エネ支援チーム
DR 家庭用燃料電池普及促進事業 担当者 宛

- * FAX や電子メールによる事前申込書類の送付は受け付けておりません。郵送でお願いいたします。
- * 着払いや料金不足での提出は受付しません。
- * 申請書類は、受付期間外に公社に到着したものも受付しません。
- * 原則として、事前申込書類の到着に関するお問い合わせに個別に回答することは出来かねますので、到着の確認を希望される場合は、郵送の際に到着まで追跡可能な方法でご提出頂き、ご自身で事前申込書類の到着の確認をお願いいたします。(郵便事故等による書類の紛失に対し、公社は責任を負いかねます。)
- * 同時に複数件申請する場合は、一通にまとめて郵送いただいても構いませんが、必ず内封筒やクリアファイル等で、1申請ごとに書類を分けて入れて下さい。(ホチキス止めは不可。)その際は、申請数と申請者名が分かる一覧を添付してください。
- * 封筒の表に、「**DR 家庭用燃料電池助成金 必要書類在中**」と赤字で記入してください

2.3 助成金交付兼実績報告 提出書類②(添付書類)

・家庭用燃料電池(エネファーム)設置に関する書類【電子・紙申請】共通

必要書類			備考
提出書類名称	確認事項	チェック欄	
1 助成金申請者(個人) 本人確認書類等 (リース事業者の場合) 使用者本人確認の書類	<ul style="list-style-type: none"> ・以下の書類のうちいずれか一つの写しであること ①運転免許証 ②健康保険証(後期高齢者医療被保険者証) ③住民基本台帳カード ④日本国パスポート(住所の記載がない場合は不可) ⑤外国人登録証明書、在留カード、又は特別永住者証明書 ⑥身体障害者手帳 ⑦精神障害者保健福祉手帳 ⑧運転経歴証明書 ⑨マイナンバー(個人番号)カード(裏面不要) ※有効期限内であること ※記載内容がはっきりと確認できるものであること ※現住所・氏名の記載があるもの ※氏名と住所が記載された面(ページ)が分かれている場合は、両方の面(ページ)の写しが必要 ※健康保険証の保険者番号、記号・番号、二次元バーコードはマスキングすること(付箋等で隠すまたは黒塗り) ※日本で発行されたものであること <p>★リース事業者の場合は、使用者本人確認書類を提出してください。</p>	□	【申請者が個人の場合に提出が必要】
2 助成金申請者(法人) 実在証明書類	<ul style="list-style-type: none"> ・以下のうちいずれか一つの書類の写しであること ①商業登記の現在事項証明書 ②商業登記の履歴事項証明書 ③法人印の印鑑登録証明書 ※6か月以内に発行されたものであること <p>★リース事業者の場合は、使用者本人確認書類を提出してください。</p>	□	【申請者が法人の場合に提出が必要】
3 家庭用燃料電池(エネファーム) の領収書・領収書の内訳(写し)	<ul style="list-style-type: none"> ・領収日は事前申込後(公社が受付をした日以降)であること。 ・以下の内容が記載されていること 【領収書】 ① 宛名(助成申請者名であること) ② 領収金額 ③ 領収日 ④ 発行者(販売事業者)名 ⑤ 発行者(販売事業者)捺印 ⑥ 収入印紙及びび割印(消印)が確認できるもの※1 【領収書内訳】 ① 設置場所住所 ② 宛名(助成申請者名であること) ③ 助成対象経費(機器費(消費税抜)と工事費(消費税抜))④ 家庭用燃料電池(エネファーム)製造者名(メーカー) ④ 家庭用燃料電池(エネファーム)燃料電池ユニット型番(品番)・製造番号 ⑥ 家庭用燃料電池(エネファーム)貯湯ユニット型番(品番)・製造番号 ⑦ 領収日・領収番号(領収書に領収書番号がある場合は記載) ⑧ 発行者(販売事業者)名 ⑨ 発行者(販売事業者)捺印 <p>(漢字氏名は提出する本人確認資料の漢字氏名に合わせてください。) 公社の定める様式で領収書の内訳を必ず作成すること</p>	□	(※1)領収書に収入印紙がなく、かつクレジット支払いであることが明確でない場合は、併せてクレジットの契約書等の写しが必要 また、電子領収書の場合は、電子領収書であることを電子で明記すること
4 保証書(写し) ・家庭用燃料電池(エネファーム)	<ul style="list-style-type: none"> ・「メーカー名」「システム型番」「製造番号」がはっきりと確認できる写しであること ・使用者控え(お客様控え等)の写しであること 	□	<ul style="list-style-type: none"> ・保証書の提出が困難な場合は「助成対象設備が新品かつ未使用品であることの証明書」を提出すること (漢字氏名は提出する本人確認資料の漢字氏名に合わせてください。) (証明は設備の販売元等が公社理事長宛に提出したものであること)

5	家庭用燃料電池(エネファーム)設置した助成対象住宅の全景写真(カラー)	<ul style="list-style-type: none"> ・玄関正面側の1階部分から建物全体が写っているもの(建物の立地や構造上、1枚に収まりきらない場合は、複数枚に分かれて可) ・対象機器が写ってなくても可 ・カラー印刷または、カラープリント写真であること ・Google map、Web上の写真でなく撮影したものであること <p>※日没後撮影等で建物の全景がはっきりと確認できない場合は、再度撮影を依頼する可能性あり</p>	□	
6	集合住宅等であることの確認できる書類	<ul style="list-style-type: none"> 以下の書類の写しであること。 ・建物の登記簿謄本 	□	【集合住宅として申請を行う場合に提出が必要】
7	家庭用燃料電池(エネファーム)の設置状況を示す写真(カラー)	<ul style="list-style-type: none"> ・設置完了後の写真であること ・対象機器を設置した場所が分かるような写真であること ・写真の縦横比は変更しないこと ・1枚に収まりきらない場合は複数枚に分かれて可 ・カラー印刷または、カラープリント写真であること <p>※全景写真と同じ建物に設置されていることがわかるように写真を撮影してください。(住宅の外壁、ブロック塀、植栽等)</p> <p>※日没後撮影等で対象機器等の設置状態がはっきりと確認できない場合は、再度撮影を依頼する可能性あり</p>	□	・燃料電池ユニット、貯湯ユニットが写っているもの(複数枚可)
8	家庭用燃料電池(エネファーム)の型番及び製造番号(銘板)を示す写真(カラー)	<ul style="list-style-type: none"> ・設置完了後の写真であること(設置完了後に写真の撮影が困難な場合は、必ず事前に撮影すること) ・対象機器等の型番及び製造番号の表示が欠けておらず、アルファベットや数字等が明確に読み取れるもの ・カラー印刷または、カラープリント写真であること 	□	・燃料電池ユニット、貯湯ユニットそれぞれの銘板写真を添付すること
9	家庭用燃料電池(エネファーム)に係るリース等契約証明書(写し)	<ul style="list-style-type: none"> ・リース等契約日は事前申込後(公社が受付をした日以降)であること。 ・以下の内容が記載されていること <ol style="list-style-type: none"> ①発行者名と会社印 ②使用者氏名と捺印 ③設置場所住所 ④サービス開始日および終了日 ⑤リース等期間 <p>漢字氏名は、提出する本人確認資料の漢字氏名に合わせてください。</p>	□	<p>【リース契約の場合に提出が必要】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・リース等の料金は元金(機器単体費)から助成金相当分を減額した金額で算出されていること ・リース契約期間が対象機器の法定耐用年数以上であること。
10	対象機器所有者(リース等の事業者等)実在証明書類	<ul style="list-style-type: none"> ・以下のうちいずれか一つの書類の写しであること <ol style="list-style-type: none"> ①商業登記の現在事項証明書 ②商業登記の履歴事項証明書 ③法人印の印鑑登録証明書 <p>※6か月以内に発行されたものであること</p>	□	【リース会社の場合に提出が必要】

11	助成申請者の口座情報が確認できる書類(写し)	・振込口座情報の記載された預金通帳、もしくは貯金通帳の表紙及び振込口座情報記載頁の見開き、両方の写しが必要・交付申請書の助成金申請者と同一の口座名義であること・「金融機関名(コード)」「支店名(コード)」「預金種類」「口座番号」「カタカナの口座名義人氏名」(カタカナが確認できない場合には、キャッシュカードの写しを追加提出してください。)がはっきりと確認できる写しであること		【インターネットバンキング等で通帳不発行の場合】金融機関発行(又は金融機関ホームページのログイン後の画面)のもので、「金融機関名(コード)」「支店名(コード)」「預金種類」「口座番号」「カタカナの口座名義人氏名」が確認出来るものを提出
12	助成対象機器に係る国及び地方公共団体による補助金の交付の通知書等 (補助を受ける予定である場合は、申請予定の場合は、補助金額がわかる書類)	<申請済み> 補助金を申請し交付決定通知書がある場合はその写し <申請予定の場合、申請済みだが交付決定通知書が届いていない場合> 申請書の表紙の写しまたは、補助金額がわかるホームページやリーフレット等の写し	□	【国及び地方公共団体の補助金に申請した場合または申請予定の場合に提出が必要】
13	重要事項説明書(案)	・対象機器の設置後に、管理組合や住宅購入者等が対象機器の所有権を引き継ぐことが記載されること ・対象機器の所有者において、交付要綱第16条、第23条及び第25条に規定する善管注意義務等の履行が図られるよう記載されること	□	
14	その他公社が必要と認める書類		□	・公社の指示に従い提出すること

DR 実証に参加する場合(【電子・紙申請】共通)

必要書類			備考	
提出書類名称	確認事項	チェック欄		
1	委任状写し	様式 委任状_見本付(DR 活用を見据えた家庭用燃料電池普及促進事業における DR 実証に参加する場合の交付申請等委任について)に必要事項の記載し捺印をした写し	□	
2	DR 実証契約書(写し)	都登録アグリゲーターと申請者が結んだ DR 実証契約書の写し	□	必ず両者の押印又は署名がされていること。
3	その他公社が必要と認める書類		□	・公社の指示に従い提出すること

以下は、エネルギーマネジメント機器やIoT関連機器を設置する場合

4	機器の設置写真	・設置完了後の写真であること ・対象機器を設置した場所が分かるような写真であること ・「メーカー名」「型番(品番)」「製造番号」がはっきり確認できること。 ・写真の縦横比は変更しないこと ・カラー印刷または、カラープリント写真であること	□	
5	設置機器の納品書(写し)	・納品日は事前申込後(公社が受付をした日以降)であること。 ・以下の内容が記載されていること ① 宛名(助成申請者名であること) ② 納品日 ③ 納品住所	□	

6	設置機器の領収書(写し)	<p>・領収日は事前申込後(公社が受付をした日以降)であること。</p> <p>・以下の内容が記載されていること 【領収書】(※) ① 宛名(助成申請者名であること) ② 領収金額(金額の訂正不可) ③ 領収日 ④ 発行者(販売事業者)名 ⑤ 発行者(販売事業者)捺印 ⑥ 収入印紙及び割印(消印)が確認できるもの※1</p> <p>【領収書内訳】 ① 宛名(助成申請者名であること) ② 設置場所 ③ 助成対象経費(エネルギーマネジメント機器及びIoT関連機器費(消費税抜)と工事費(消費税抜)) ④ エネルギーマネジメント機器及びIoT関連機器の製造者名(メーカー)・型番(品番)、製造番号 ⑤ 領収日・領収番号(領収書に領収番号がある場合は記載) ⑥ 発行者(販売事業者)名 ⑦ 発行者(販売事業者)捺印</p> <p>(漢字氏名は提出する本人確認資料の漢字氏名に合わせてください。) 公社の定める様式で領収書の内訳を必ず作成すること</p>	□	<p>(※)クレジット支払いである事が明確でない場合は、併せてクレジットの契約書等の写しが必要 また、電子領収書の場合は、電子領収書であることを電子で明記すること</p>
7	設置機器の保証書(写し)	<p>・「メーカー名」「型番(品番)」「製造番号」がはっきりと確認できる写しであること ・使用者控え(お客様控え等)の写しであること</p>	□	<p>・保証書の提出が困難な場合は「助成対象設備が新品かつ未使用品であることの証明書」を提出すること (漢字氏名は提出する本人確認資料の漢字氏名に合わせてください。) (証明は設備の販売元等が公社理事長宛に提出したものであること)</p>

■紙申請 必要添付書類リスト

必要書類		
提出書類名称	確認事項	チェック欄
1 第5号様式 助成金交付申請兼実績 報告書	<p>下記 HP の様式等にある「第5号様式」をダウンロードし、記入してください。 https://www.tokyo-co2down.jp/subsidy/demand_response_fam_hydrogen</p> <p>・手書きの場合は、黒色又は青色のボールペンで記入して下さい。 ・ボールペン以外で記入したもの、消すことができるインクのペンで記入したもの、及び黒色又は青色以外のペンで記入したものについては、受付できません。 ・手続代行者がいる場合は、必ず手続代行者情報を記入ください。 (漢字氏名は、提出する本人確認資料の漢字氏名に合わせてください。)</p>	□

(2) 対象機器を購入した際の領収書の写し及び領収書内訳写し

(漢字氏名は提出する本人確認資料の漢字氏名に合わせてください。)

① 領収書、領収書内訳に下記項目を記載してください。

<領収書>

1. 宛名(助成申請者名であること)
2. 領収金額(金額の訂正不可)
3. 領収日
4. 発行者(販売事業者)名
5. 発行者(販売事業者)押印
6. 収入印紙及び割印(消印)が確認できるもの

<領収書内訳>

1. 宛名(助成申請者名であること)
2. 設置場所住所
3. 家庭用燃料電池(機器費(消費税抜)、工事費(消費税抜))
4. 家庭用燃料電池(エネファーム)製造者名(メーカー)
5. 家庭用燃料電池(エネファーム)燃料電池ユニット型番(品番)・製造番号
6. 家庭用燃料電池(エネファーム)貯湯ユニット型番(品番)・製造番号
7. エネルギーマネジメント機器及びIoT機器(機器費(消費税抜)、工事費(消費税抜))
8. エネルギーマネジメント機器及びIoT機器の製造者名(メーカー)
9. エネルギーマネジメント機器及びIoT機器型番(品番)・製造番号
10. 領収日・領収番号(領収書に領収書番号がある場合は記載)
11. 発行者(販売事業者)名
12. 発行者(販売事業者)押印

② 複数台をまとめて購入した際の領収書内訳書については、1台ごとに作成してください。

- ③ クレジット支払いである事が明確でない場合(但書の記載が「立替払い」となっている等。))は、追加でクレジットの契約書等の写しが必要です。
- ④ クレジットを利用する場合において、債務が完了されるまで当該機器等の所有権がクレジット会社に留保される契約であっても「交付された補助金を個別クレジット契約に基づく債務の弁済金にあてること」を条件に助成対象者とします。また電子領収書の場合は、電子領収書であることを電子で明記する必要があります。
- ⑤ 電子領収書の場合は、電子領収書であることを明記する必要があります。
- ⑥ ローン、クレジット契約であっても、対象機器等の所有権が助成事業者にある場合は、助成対象となります。ただし、対象機器の販売を行った者が発行した領収書が必要です。なお、銀行振込証は認められません。
- ⑦ 領収書に記載された対象機器に係る機器本体額について、市場価格等を調査した上で著しく乖離があるものと公社が認めた場合には、対象機器を設置する住宅への現地調査による設置状態等の確認、申請者及び手続代行者等への聞き取り調査による販売状況等の確認を行うことがあります。

(3) 対象機器保証書の写し

- ① 購入時又は設置時に受領した保証書の写しを提出してください。使用者控え(お客様控え等)の写しとします。
- ② 製造者名(メーカー名)、型番(品番)がはっきり読み取れるものを提出してください。

(注意)複数台をまとめて購入する場合は、各助成対象機器の型番(品番)、製造番号等がわかるものとしてください。

③ 保証書がすでに最終所有者の手元にある等、提出が困難な場合は「設置した設備が新品かつ未使用品であることの証明」を提出してください。

(漢字氏名は提出する本人確認資料の漢字氏名に合わせてください。)

(4) 助成対象設備を利用する住宅の全景写真

Google map 等の web 上の写真は認められません。

- ① 1階部分から建物全体(正面玄関側)が写っているものをご用意ください。
- ② 対象設備を設置する建物と対象設備から供給される電気を利用する住宅が異なる場合は、それぞれの全景写真を提出してください。
- ③ 全景写真では、助成対象機器が写ってなくても構いません。
- ④ 建物の立地や建築構造上、1枚に収まりきらない場合は、複数に分かれていても構いません。
- ⑤ 写真は、カラー写真又はカラー印刷したものを提出してください。
- ⑥ 写真の大きさは、サービス判(L サイズ 127×89mm)以上のものにしてください。

※ 日没後撮影等で建物の全景がはっきりと確認できない場合は、再度撮影を依頼する可能性があります。

(5) 助成対象機器の設置状態を示す写真

Google map 等の web 上の写真は認められません

- ① 設置された設備の全景写真を提出してください。
※ 燃料電池ユニット、貯湯ユニットが写っているもの(複数枚可)
- ② 設置完了後(設置した事実がわかるもの)の写真を提出してください。
- ③ 対象機器を設置した場所が分かるような写真としてください。
- ④ 写真の縦横比を変更しないでください。
- ⑤ 写真は、カラー写真又はカラー印刷したものを提出してください。
- ⑥ 写真の大きさは、サービス判(L サイズ 127×89mm)以上のものにしてください。
- ⑦ 1枚に収まりきらない場合は、複数枚に分かれていても構いません。

※ 日没後撮影等で助成対象設備の設置状態がはっきりと確認できない場合は、再度撮影を依頼する可能性があります。

※ 対象機器を覆うカバーを設置する場合は、カバー設置前、もしくはカバーを開けた状態で、中の対象機器がはっきり確認できるよう撮影してください。

※ 燃料電池ユニット、貯湯ユニット、停電時発電継続機能(外付けの場合)それぞれが写っている写真が必要です(複数枚に分かれても構いません。)

(6) 助成対象機器の型番(品番)及び製造番号(銘板)を示す写真

(燃料電池ユニット、貯湯ユニット)

- ① 設置完了日以降の写真を提出してください。
(設置完了後に写真の撮影が困難な場合は、必ず事前に撮影すること)
- ② 型番と製造番号が1枚に移っている写真を提出してください。型番と製造番号の表示が欠けておらず、アルファベットや数字等が明確に読み取れる精度の写真を提出してください。
- ③ 雨水やフラッシュ等でシステム型番と製造番号(銘板)が読み取れない場合、再提出していただく必要があります。
- ④ 写真は、カラー写真又はカラー印刷したものを提出してください。

- ⑤ 写真の大きさは、サービス判(L サイズ 127×89mm)以上のものにしてください。
- ⑥ 燃料電池ユニット、貯湯ユニット、停電時発電継続機能(外付けの場合)のそれぞれの銘板」を撮影して提出してください。

(7)通帳の写し

助成金交付申請書(兼設置完了報告書)の「助成金振込先に関する情報」記載の内容を証明する書類です。

以下のうち、いずれか一つの書類とします。

- ① 振込口座情報の記載された預金通帳
- ② 振込口座情報の記載された貯金通帳

以下の助成金振込口座情報の記載がはっきりわかる通帳の写し等を提出してください。なお、表紙、及び振込口座情報が記載された面(ページ)の見開き、両方の面(ページ)の写しが必要です。

金融機関名(コード)・支店名(コード)・預金種類・口座番号・カタカナの口座名義

※ 助成申請者と同一の口座名義であること

※ インターネットバンキング等で通帳不発行の場合は、金融機関発行のもの、もしくは、金融機関ホームページのログイン後画面の写しで、金融機関名(コード)、支店名(コード)、預金種類、口座番号、カタカナの口座名義が確認できるものを提出ください。

(8) 助成対象機器に係る国及び地方公共団体による補助金の交付の通知書等

(国及び地方公共団体の補助金に申請した場合または申請予定の場合のみ)

国及び地方公共団体による補助金を申請した(申請予定を含む)場合、国及び地方公共団体による補助金の交付決定通知書等を提出してください。

- ① 国及び地方公共団体による交付額の確定通知書がある場合は、以下を提出してください。
→「交付決定通知書」、「交付決定と振込のお知らせ」の等の交付が決定した書類の写し
- ② 申請済みだが交付決定通知がまだお手元にはない方は以下を提出してください
→補助金申請書の表紙の写し(電子などの申請の場合は、申請したことが確認できる画面)
- ③ 申請予定の場合の方は以下を提出してください。
→補助金額がわかるリーフレットやホームページ等の写し

※下記が記載されていること

- ・補助金・助成金の金額が確認できるもの
- ・国及び地方公共団体の記載があるもの

参考:国補助を受ける予定である場合は、申請予定の場合は下記の給湯省エネ 2024 事業 HP ページの写しを提出

■給湯省エネ 2024 事業 HP(エネファーム)

<https://kyutou-shoene2024.meti.go.jp/materials/enefarm.html>

(10)重要事項説明書

申請者が住宅供給事業者(住宅の建築及び販売を業として行う者をいう。以下同じ。)であり、助成対象機器を設置した新築分譲住宅等を販売する場合は、当該販売に係る売買契約の重要事項説明書等に交付要綱第 23 条に規定する内容を記載して提出してください。

(記載例) ※各社の表現に合わせていただくことは可能ですが、以下の内容について原則全て反映

させていただきます

家庭用燃料電池(エネファーム)(以下「助成対象機器」という。)は、公益財団法人 東京都環境公社(以下「公社」という。)より「デマンドレスポンス家庭用燃料電池普及促進事業」の助成金を受けています。助成対象機器を所有するにあたり、助成金の交付に伴う義務も引継がれます。以下のとおり助成対象機器の管理を行い、⑤～⑧、⑩に該当する場合には、公社へ届出を行ってください。

- ① 譲受者(以下「買主」という)は、公社の指定する者が助成対象機器の稼働状況の現地調査等を行う場合は、買主は、当該現地調査等に協力すること。
- ② 集合住宅に助成対象機器を設置した場合(助成対象機器が各住戸に設置される場合を除く。)は、買主は、継続的に効率的な電力消費量の削減及び電力需要ピーク時の電力使用の抑制に努めること。
- ③ 買主は、助成対象機器について、助成対象機器の設置の日から、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定める耐用年数が経過するまでの期間(以下「法定耐用年数の期間」という。家庭用燃料電池(エネファーム):6年。IoT機器5年)において善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。この場合において、買主は、助成対象機器に故障等不具合が生じたときは、速やかに修理又は改善措置をとらなければならない。
- ④ 法定耐用年数の期間に、買主の氏名、住所等の変更が生じた場合は、当該変更が生じた日からすみやかに、買主は、契約等による助成事業者の地位承認申請書(第13号様式)を公社に提出しなければならない。
- ⑤ 法定耐用年数の期間に、助成対象機器の譲渡等(デマンドレスポンス家庭用燃料電池普及促進事業助成金交付要綱)第25条第1項に規定する譲渡を除く。)により当該対象機器の所有者が変更した場合は、当該変更が生じた日からすみやかに、買主及び当該変更後の所有者は、契約等による助成事業者の地位承認申請書(第13号様式)を公社に提出しなければならない。この場合において、買主における助成金の交付に伴う義務は、全て当該変更後の所有者に移転するものとする。
- ⑥ 買主は、公社の承認を受けずに、助成対象機器の処分(本助成金の交付の目的以外に使用し、他の者に貸し付け若しくは譲り渡し、他の物件と交換し、債務の担保の用に供し、又は廃棄することをいう。以下同じ。)をしてはならない。ただし、法定耐用年数の期間を経過した場合はこの限りでない。
- ⑦ 買主は、助成対象機器の処分の承認を受けようとするときは、あらかじめ、取得財産等処分承認申請書(第16号様式)を、公社に提出するものとする。
- ⑧ 公社は、当該申請をした買主に対し、助成金等交付財産の財産処分承認基準(平成26年4月1日付26都環公総地第6号)第32に定める方法により算出した額を請求するものとする。
- ⑨ 買主は、算出金の請求を受けたときは、これを公社に納付しなければならない。
- ⑩ 公社は、助成対象機器の処分の承認申請を受けたときは、速やかに当該申請の承認をし、又は承認をしないことを決定し、決定の内容を前項の申請をした者に通知するものとする。

2.4.2 DR 実証参加に関する書類の注意点

(1) 委任状の写し

デマンドレスポンスに参加する場合は、委任状の様式“「デマンドレスポンス活用を見据えた家庭用燃料電池普及促進事業」におけるデマンドレスポンス実証に参加する場合の交付申請等委任について”を、以下からダウンロードしてください。

以下の内容を確認し、写しを提出してください。

- ① 助成対象者(助成対象機器を導入する者)の情報
- ② 手続代行者(都登録AG(家庭))の情報
- ③ 都登録AG(家庭)が交付申請に係る手続代行業務を販売事業者に委託する場合は、その情報を記載すること

※自筆による署名の場合、押印は任意とします。

※委任状を2通作成し署名又は記名押印の上、それぞれ1通保管するものとし、その写しを公社に提出してください。

※委任状の記入例についてはP32をご参照ください。

(2) DR 実証契約書(写し)

都登録AG(家庭)との間で締結するDR実証の契約書を提出してください。

契約書は、助成申請者の助成金申請における交付申請兼実績報告時に提出するDR実証契約の証憑と同一の内容である必要があります。

【エネルギーマネジメント機器やIoT関連機器を設置する場合】

(1) 機器の設置写真

- ① 設置された機器の全景写真を提出してください。
- ② 設置完了後(設置した事実がわかるもの)の写真を提出してください。
- ③ 対象機器を設置した場所が分かるような写真としてください。
- ④ 写真の縦横比を変更しないでください。
- ⑤ 写真は、カラー写真又はカラー印刷したものを提出してください。
- ⑥ 写真の大きさは、サービス判(L サイズ 127×89mm)以上のものにしてください。

(2) 設置機器の納品書

- ① 下記が記載されている納品書の写しを提出
- ② 宛名(助成申請者名であること)
- ③ 納品日
- ④ 納品住所

(3) 領収書・領収書の内訳(写し)

“2.4.1 家庭用燃料電池設置に関する書類の注意点”、(2)対象機器を購入した際の領収書の写し及び領収書内訳写しをご参照ください。

(3) 対象機器保証書の写し

“2.4.1 家庭用燃料電池設置に関する書類の注意点”の(3)対象機器保証書の写しをご参照ください。



対象機器 領収書(写し)

申請される方は、提出する本書類の写しのコピーをとり、お手元に大切に保管してください。

○対象機器 領収書(写し)例

●当該機器の購買を証明するため、「領収書」を提出してください。

※ クレジットカード・ローン払いによる場合についても、販売店が発行した領収書など対象設備の購買を証明する書類を作成してください。

領 収 書		No. _____
① ○○ △△ 様		
金額	② ￥＊， ＊＊＊， ＊＊＊	
上記の金額正に領収いたしました。		
③ 但し、燃料電池（エネファーム）下記の機器費一式 1,300,000円（税抜）を含む		
④ 設置場所住所	東京都○○区○○1-2-3	
⑤ ○○メーカー製		
⑥ 燃料電池ユニット	AB-0123ABC-A	⑦ 製造番号○○○年○月-××××××
	NBC1234A	⑦ 製造番号○○○年○月-××××××
⑧ 	⑨ 領収日 平成○年 △月 □日	⑪ 
代表取締役	⑩ ○×○×株式会社 東京営業所	代表取締役
役員	営業所長 蓄電光	役員

以下の内容がはっきり確認できる**写し**をご提出ください。

- ① 宛名(助成申請者名であること)
- ② 領収金額
- ③ 助成対象経費(税抜)
- ④ 設置場所住所
- ⑤ 対象機器メーカー名
- ⑥ 対象機器型番(品番)
- ⑦ 製造番号
- ⑧ 収入印紙及び割印(消印)が確認できるもの
- ⑨ 領収日
- ⑩ 発行者(販売事業者)名
- ⑪ 発行者(販売事業者)捺印

※ 但し書きに③~⑦の記載がない場合、以下のいずれかを併せて提出してください。

- ・ 販売事業者が作成した「対象機器に関する領収書内訳について」(本手引き 47 ページ参照)
- ・ 工事請負契約書等の契約書類(及び付属書類)で③~⑦の内容が確認できるものの写し

※ クレジットカード・ローン等の理由で収入印紙(⑧)がなく、且つ、クレジット支払いである事が明確でない場合(但し書きの記載が「立替払い」となっている等)は、併せてクレジットの契約書等の写しが必要です。また、債務が完了されるまで当該機器の所有権がクレジット会社に留保される契約の場合、当該記載のあるクレジット契約書等の写しが必要です。

※ 電子領収書で収入印紙がない場合は、電子領収書であることを明記する必要があります。

※この用紙の大きさは、日本産業規格 A4とし、縦位置とする。

対象機器を設置する建物の全景写真

申請される方は、提出する本書類の写しのコピーをとり、お手元に大切に保管してください。

○住宅の全景写真 例

- 対象機器を設置する建物の全景写真を提出してください。
- 全景写真では対象機器が写ってなくても構いません。
- 1階部分から全体が写るように撮影してください。
- 玄関正面側から建物全体を撮影した写真をご用意ください。
- 建物の立地や建築構造上、1枚に収まりきらない場合には、複数に分かれても構いません。
- 建物の全景がはっきりと分からない(日没後撮影等)場合、再度撮影を依頼する可能性があります。
- Google map 等、web 上の写真での提出は認められません。
- その他添付する写真について、以下の点に留意してください。

- ※ 写真は、現像又はプリントアウトし、はがれないように貼り付けてください。
- ※ カラー印刷又は、カラープリント写真
- ※ 写真の大きさは、サービス判(L サイズ 127×89mm)以上
- ※ 1枚に収まらない場合は、複数枚に分けて、全ての写真を添付してください。



※この用紙の大きさは、日本産業規格 A4とし、縦位置とする。

対象機器の設置状態を示す写真

申請される方は、提出する本書類の写しのコピーをとり、お手元に大切に保管してください。

○対象機器 設置写真 例

- 設置完了後の写真を提出してください。
- 燃料電池ユニット、貯湯ユニットのすべてが写るよう撮影してください。
 - ※ 停電時発電継続機能が外付けの場合、外付けであることがわかるよう撮影してください。
 - ※ ユニット同士の距離が離れており、1枚では収まりきらない場合は、複数枚に分かれても構いません。
 - ※ 対象機器を覆うカバーを設置する場合は、カバー設置前、もしくはカバーを開けた状態で、中の対象機器がはっきり確認できるよう撮影してください。
- 写真の縦横比を変更しないでください。
- 複数台設置した場合は、設置台数分の写真が必要です。
- その他、添付する写真について、以下の点に留意してください。
 - ※ 写真は、現像又はプリントアウトし、はがれないように貼り付けてください。
 - ※ カラー印刷又は、カラープリント写真
 - ※ 写真の大きさは、サービス判(L サイズ 127×89mm)以上
 - ※ 1枚に収まらない場合は、複数枚に分けて、全ての写真を添付してください。
 - ※ 対象機器を設置した屋外の場所が分かるような写真としてください。



見 本



燃料電池ユニット・貯湯ユニットすべての設置写真が必要です。(外付け停電時発電継続機能含む)

※この用紙の大きさは、日本産業規格 A4とし、縦位置とする。

対象機器 銘板写真

申請される方は、提出する本書類の写しのコピーをとり、お手元に大切に保管してください。

○対象機器 銘板写真例

※用紙サイズが A4でない場合は本台紙をご利用ください。

- 設置した後の対象機器の銘板を撮影し、提出してください。
- 型番と製造番号の表示が欠けておらず、アルファベットや数字等が明確に読み取れる精度の写真を提出してください。

※ 写真は、現像又はプリントアウトし、はがれないように貼り付けてください。

※ カラー印刷又はカラープリント写真

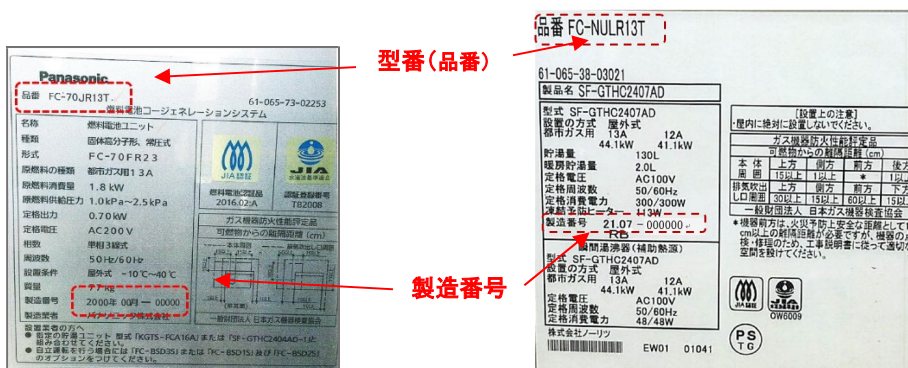
※ 写真の大きさは、サービス判(L サイズ 127×89mm)以上

■燃料電池

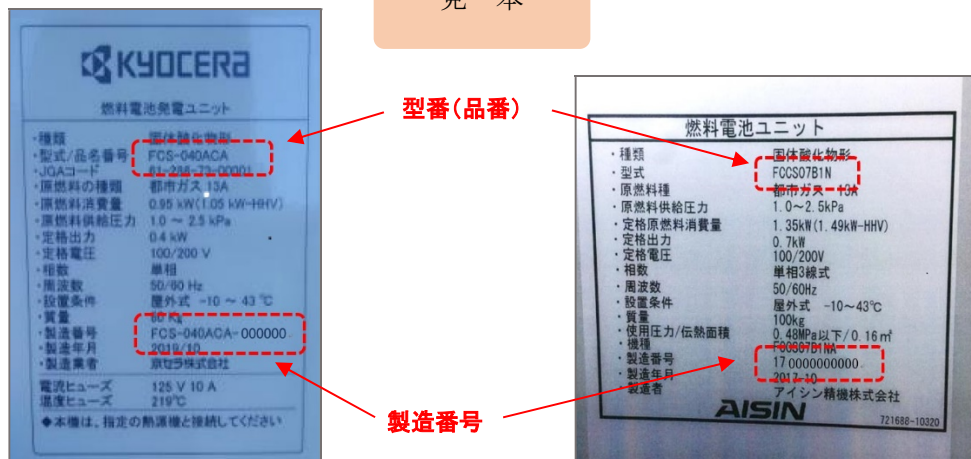
※ 各ユニットの銘板すべてが必要です。(外付け発電時発電継続機能含む)

(燃料電池ユニット)

(貯湯ユニット)



見本



※この用紙の大きさは、日本産業規格 A4とし、縦位置とする。

エネルギーマネジメント機器やIoT関連機器

対象機器の設置状態を示す写真

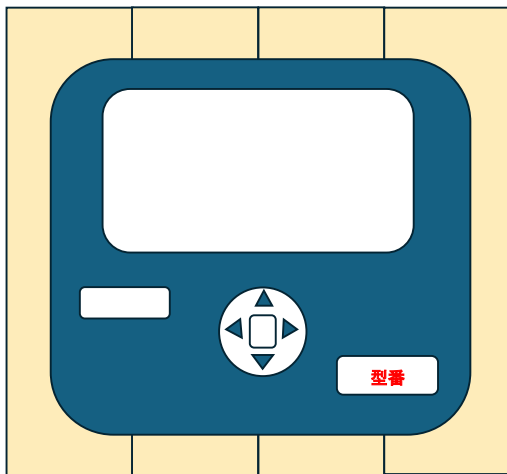
申請される方は、提出する本書類の写しのコピーをとり、お手元に大切に保管してください。

○エネルギーマネジメント機器やIoT関連機器対象機器 設置写真貼り付け欄

●エネルギーマネジメント機器やIoT関連機器を設置する場合に提出

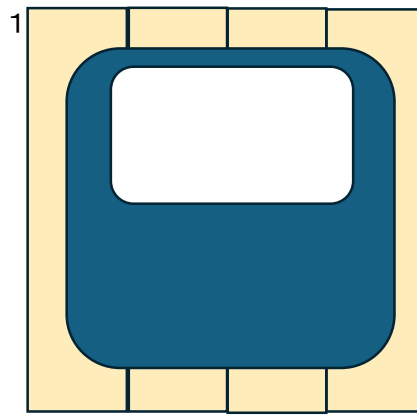
機器写真の例①

型番が表面に表示されている場合
設置された壁面と型番、製造番号
が読み取れる1点の写真

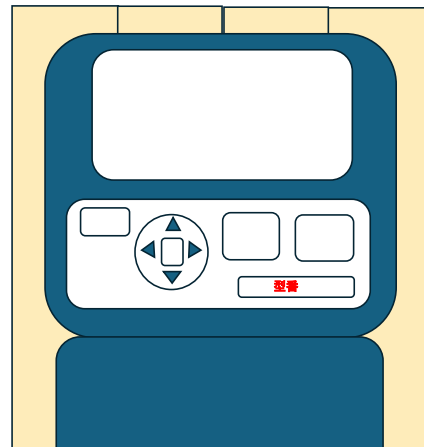


機器写真の例②

型番・製造番号が内面に表示されてい
る場合
2点の写真を提出してください。



2. 型番・製造番号がはっきりと読み取
れる写真



※上記以外の機器タイプの場合も設置状況、型番・製造番号がわかるように撮影してください。

※撮影状況により撮り直しをお願いする場合があります。

※この用紙の大きさは、日本産業規格 A4とし、縦位置とする。

通帳(写し)

申請される方は、提出する本書類の写しのコピーをとり、お手元に大切に保管してください。

○通帳(写し)例 振込口座情報の記載された通帳の写しを提出してください

- 通帳は、表紙と振込口座情報が記載されているページの見開きの写しが必要となります。
- 助成金申請者と同一の口座名義としてください。
- 以下の助成金振込み口座情報の記載がはっきりわかる通帳の写しを貼り付けてください。
 - ①金融機関名(コード)
 - ②支店名(コード)
 - ③預金種類
 - ④口座番号
 - ⑤カタカナの口座名義人氏名

※ インターネットバンキング等で通帳不発行の場合は、金融機関発行のもの(又は金融機関ホームページのログイン後の画面)で、「金融機関名」「支店名」「預金種類」「口座番号」「カタカナの口座名義人氏名」が確認できるものを提出ください。

以下の通帳の写し2枚をご用意ください。(表紙及び表紙裏ページの両方が必要です。)

- 表紙

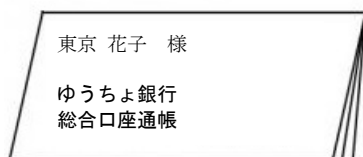


- 振込口座情報が記載されているページの見開き

総合口座			
口座名義	口座種別	口座番号	口座残高
〇〇銀行	〇〇〇〇	〇〇〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇〇
株式会社 〇〇銀行			
〒〇〇〇〇 〇〇〇〇			
支店名 本店			
TEL 03-12345678			

ゆうちょ銀行の場合も同様に、「表紙」及び「表紙裏ページ」両方の写しを提出ください。

- 表紙



- 振込口座情報が記載されているページの見開き

総合口座	
口座名義	口座種別
〇〇銀行	〇〇〇〇
株式会社 ゆうちょ銀行	
〒〇〇〇〇 〇〇〇〇	
TEL 03-12345678	

通常貯金ご利用の上限額 10,000,000円

振込用の店名・口座番号
他口座から振込を受ける際は、こちらの店名・口座番号をお振込人さまにお知らせください。

全額システムによる振込サービス開始後、他金融機関からの振込の受取口座として利用する際は、次の内容をご指定ください
【店名】一九八【読み】イチキユウハチ
【店番】198【預金種目】普通預金【口座番号】0123456

※この用紙の大きさは、日本産業規格 A4とし、縦位置とする。

助成対象機器に係る国及び地方公共団体による補助金の交付の通知書等

申請される方は、提出する本書類の写しのコピーをとり、お手元に大切に保管してください。

○助成対象機器に係る国及び区市町村公共団体による補助金の交付の通知書等

- ・国及び地方公共団体による交付額の確定通知書がある場合は、以下を提出してください。
→「交付決定通知書」、「交付決定と振込のお知らせ」の等の交付を示す書類の写し
- ・申請済みだが交付決定通知がまだお手元にはない方は以下を提出してください
→補助金申請書の表紙の写し(電子などの申請の場合は、申請したことが確認できる画面)
- ・申請予定の場合
→補助金額の記載がある国及び地方公共団体の記載があるチラシ、リーフレット、ホームページ等の写しを添付してください。

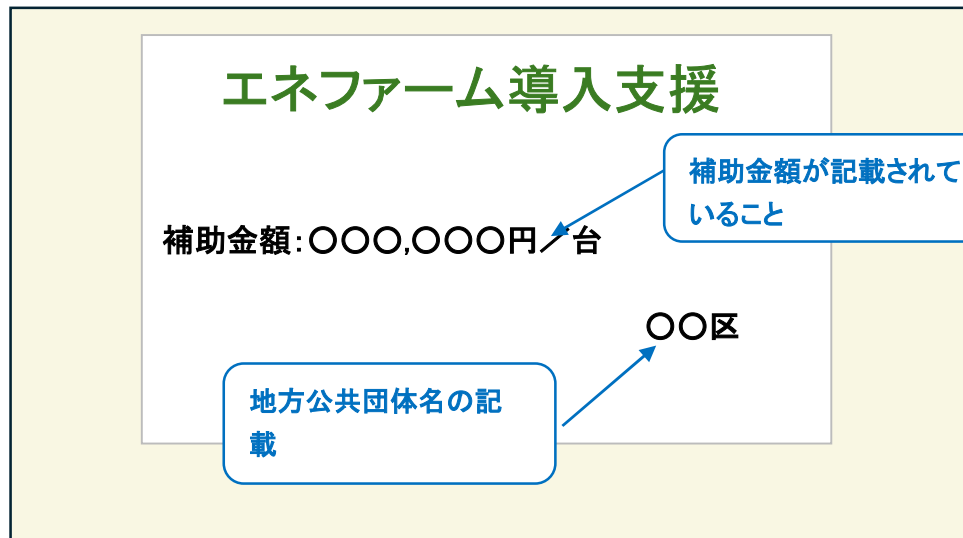
参考:

■給湯省エネ2024事業 HP(エネファーム)

国補助を受ける予定である場合は、申請予定の場合は下記の給湯省エネ2024事業 HP ページの写しを提出

<https://kyutou-shoene2024.meti.go.jp/materials/enefarm.html>

■地方公共団体リーフレットイメージ



見 本

※この用紙の大きさは、日本産業規格 A4とし、縦位置とする。

【クレジット契約等により購入した場合の領収書作成例:販売店が発行したものに限りです】

社印(角印)又は代表者印(丸印)のいずれかが押されていること。※押印されたものの写しであること。

東京 花子 様

申請者名を記入してください。(漢字氏名は提出する本人確認資料の漢字に合わせてください。)

●年 ●月 ●日

対象機器に関する代金領収書

収入印紙 割印

現金で5万円以上の領収金額の場合は、収入印紙(割印)

東京都○○区○○町 1-1-1
○○株式会社 ○○営業所
営業所長 ○○ ○○ 印

次の顧客の対象機器の設置に関し、下記内容で代金を受領いたしました。なお、本書は顧客のクレジット返済金の受領を証するものではありません。

顧客	氏名	東京 花子
	設置場所 住所	東京都千代田区千代田○丁目○番○号

(漢字氏名は提出する本人確認資料の漢字氏名に合わせてください。)

購入品目	購入設備	家庭用燃料電池(エネファーム)		
	メーカー又はブランド	×○×○株式会社		
	家庭用燃料電池(エネファーム) 機器費	型番(品番)	×××-0000	
		製造番号	AA-00123	
	家庭用燃料電池(エネファーム) 工事費	型番(品番)	××-×00×	
		製造番号	010001	
	エネルギーマネジメント機器及びIoT関連機器	品番	××-×00×	
製造番号		010001		
機器費(税抜)	○○○,○○○ 円			
工事費(税抜)	□□□, □□□ 円			

銘板のとおりに入力してください。

エネルギーマネジメント機器及びIoT関連機器申請の場合は記載

受領代金	費目	金額	入金(受領)日
	現金	金 ○○○,○○○ 円	△年 △月 △日
	クレジット (クレジット会社名: □■(株))	金 ○○○,○○○ 円	△年 △月 △日
	合計	金 ○○○,○○○ 円	

【(領収書内訳書について)】

公益財団法人 東京都環境公社 理事長
(東京都地球温暖化防止活動推進センター) 殿

公社理事長あてに作成してください。

申請者と同一である必要がありません。(領収書の宛名が連名の場合も、申請者単名の記載で作成してく

対象機器に関する領収書の内訳について

「東京 花子」様宛に発行した家庭用燃料電池等に係る領収書は、●年●月●日
付け領収書(領収書番号ABC2468-DEF)のとおりですが、当該機器の機器費及び設置場所住所等
を下記のとおり、証明いたします。

原領収書と関連付けするために、領収書年月日と領収書番号を明確にしてください。
領収書が複数枚ある場合は、全ての領収書年月日と領収書番号を記載してください。

記

1	設置場所住所	東京都千代田区千代田○丁目○番○号	
2	家庭用燃料電池 機器費(消費税抜き)	○,○○○,○○○ 円	
3	家庭用燃料電池 工事費(消費税抜き)	○,○○○,○○○ 円	
4	家庭用燃料電池 製造者名(メーカー)	×○×○株式会社	
5	燃料電池ユニ ット	型番(品番)	TK-1234ABC-K
		製造番号	TKC1234
6	貯湯 ユニット	型番(品番)	○○○○年○月-×××××
		製造番号	△△.△△-△△△△△△
7	エネルギー管理機器及びIoT 関連機器 機器費(消費税抜き)	○,○○○,○○○ 円	
8	エネルギー管理機器及びIoT 関連機器 工事費(消費税抜き)	○,○○○,○○○ 円	
9	エネルギー管理機器及びIoT 関連機器 製造者名(メーカー)	○×○×株式会社	
10	エネルギー管理 機器及び IoT 関連機器	型番(品番)	△△-○○
		製造番号	□□.□□

「設置場所住所に関する情報」の
設置場所住所と一致すること。

FCA に登録されている「製造事業者または
ブランド事業者名」を記載してくださ
い。例:京セラ(株)、アイシン精機(株)
パナソニック(株)等

銘板のとおりに記載してください。
(銘板写真の添付例をご確認ください。)

※国または地方公共の補助金の申請を行っている場合に記入してください

1	国 補助金額 (申請予定も含む)		
	地方公共団体 補助金額 (申請予定も含む)		
2	領収書金額記載について	<input type="checkbox"/>	領収書金額から国または地方公共団体の補助金が引かれている
		<input type="checkbox"/>	領収書金額から国または地方公共団体の補助金が引かれていない

領収書の日付以降の日付を記入してください。

年 月 日

領収書と同一または社名のわかる印鑑として
ください。

○×○×会社



【保証書の提出が困難な場合は販売元が公社理事長宛に提出するものの作成例】：
(販売店が発行したものに限りません。)

公益財団法人 東京都環境公社 理事長 殿
(東京都地球温暖化防止活動推進センター)

公社理事長宛てに作成してください。

助成対象設備が新品かつ未使用品であることの証明書

DR 家庭用燃料電池普及促進事業交付申請兼実績報告を提出するにあたり、弊社が下記の申請者に販売した助成対象設備が新品かつ未使用品であることを証明いたします。

また、助成対象設備が新品かつ未使用品であることの根拠等の要請があった場合は、速やかに応じます。

申請者と同一である必要があります。
(漢字氏名は提出する本人確認資料の漢字氏名に合わせてください。)

1 申請者名

東京 花子

「設置場所住所」は太陽光の使用場所住所と一致すること。

2 設置場所住所

東京都千代田区千代田〇丁目〇番〇号

3 領収書番号

ABC2468-DEF

領収書が複数枚ある場合は、全ての領収書番号を記載してください。

以上

領収書の日付以降の日付を記入してください。

●年 ●月 ●日

領収証明会社名 ○×株式会社

領収書と同一または社名のわかる印鑑としてください。

○×
株式
会社
印

【DR 実証に参加する場合の交付申請等委任状】

委任状の様式“「デマンドレスポンス活用を見据えた家庭用燃料電池普及促進事業」におけるデマンドレスポンス実証に参加する場合の交付申請等委任について”、以下からダウンロードしてください。

https://www.tokyo-co2down.jp/subsidy/demand_response_fam_hydrogen

都登録 AG(家庭)から DR の意義、DR 実証の内容と注意事項等の説明をうけてください。そのうえで DR 実証に参加する場合は、都登録 AG(家庭)への委任状に必要な事項を記入してください。

記入見本

公益財団法人
東京都環境公社 理事長 殿

「デマンドレスポンス活用を見据えた家庭用燃料電池普及促進事業」における デマンドレスポンス実証に参加する場合の交付申請等委任について

「デマンドレスポンス活用を見据えた家庭用燃料電池普及促進事業」(以下「本事業」という。)実施要綱第 4-3 に定める助成金(以下「本助成金」という。)の交付申請に当たって、本事業の交付要綱第 4 条第 1 項第二号アに基づき、甲(本助成金の助成対象である家庭用燃料電池又はエネルギーマネジメント機器及び I o T 関連機器(以下「助成対象機器」という。))を導入し、本事業の交付要綱第 4 条第 1 項第二号に定めるデマンドレスポンス(以下「DR」という。)実証に参加する者をいう。)は、乙(東京都家庭用アグリゲーター登録要綱(令和 6 年 4 月 25 日付 6 都環公地温第 634 号)において登録及び公表されている東京都家庭用アグリゲーター(以下「都登録 AG(家庭)」という。)をいう。以下同じ。)に交付申請等の一切の手続を委任し、乙はこれを受任します。

甲及び乙は、東京都環境公社(以下「公社」という。)に本委任状の提出により、上記の委任について届出を行います。なお、交付申請にあたっては本委任状の別紙「交付申請同意事項」のすべての項目について甲と乙は同意し、一切異議は申し立てません。

甲と乙は本委任状を 2 通作成し署名又は記名押印の上、それぞれ 1 通保管するものとし、その写しを公社に提出する。

作成日: 令和 ○年 ○月 ○日		委任者・助成対象者【甲】 (助成対象機器を導入する者)		受任者・手続代行者【乙】 (都登録 AG(家庭))	
氏名	東京 花子	事業者名	株式会社○○	印 株式会社 法人印	印 株式会社 法人印
		部 署	○○部		
		担当者氏名	東京 太郎		
住所	〒100-XXXX 東京都千代田区△△町 1-1-1	住所	〒100-XXXX 東京都新宿区△△町 1-1-1		
※1: 自筆による署名の場合、押印は任意とする ※2: 本事業を行う責任者が押印すること(必ずしも代表取締役印である必要はありません) ※3: 都登録 AG(家庭)が交付申請に係る手続代行業務を販売事業者に委託する場合は、下欄に記載すること					
(漢字氏名は提出する本人確認資料の漢字氏名に合わせてください。)			※3 事業者名:		
			住所:		
			担当者氏名:		

都登録 AG(家庭)から申請代行業務委託を受けた販売業者が存在する場合、記入

交付申請同意事項

1 交付申請

- 本助成金の交付対象となる者(以下、「助成対象者」という。)は、本事業の交付要綱及びその他公社が定める交付申請等に係る全ての要件を理解している。
- 助成対象者は、公社が審査した結果、助成金の交付対象にならない場合があることを承知している。
- 助成対象者は、申請した書類については必ず写しを保管しておくこと。なお、保管の方法に関しては、電子、紙どちらでもよい。

2 助成対象者

- 助成対象者は、本人以外の住宅等所有者がいる建物に対象設備を設置する場合、当該建物の全ての所有者の承諾を得ている。
- 助成対象者は、助成対象経費について、本助成金以外に都又は公社から交付される助成金(東京ゼロエミ住宅導入促進事業等)を受給できないこと、また区市町村から交付され

る助成金等(原資に都費を含むものに限る。)を受給できないことを理解している。重複して交付申請を行い、又は補助金の交付を受けているときは、事由に依らず、本事業の補助金にかかる交付申請が無効とされ、又は交付決定が取り消され、若しくは補助金の返還が求められることを理解している。

- 助成対象者は、次のア及びイのいずれかに該当する場合、本助成金の交付申請をすることができない。
 - 暴力団若しくは暴力団員である者、又は暴力団若しくは暴力団員と不適切な関係にある者
 - 税金の滞納がある者、刑事上の処分を受けている者その他の公的資金の交付先として社会通念上適切でないと思われる者

3 助成対象事業

助成対象機器は、次の(1)及び(2)のいずれかに該当する場合、本助成金の交付申請をすることができない。

- (1) 2024年3月31日以前に本補助金の交付申請の対象となる助成対象機器を設置した場合
- (2) 助成対象機器が中古品である場合

4 手続代行者及びその責務

- (1) 本事業の交付要綱の規定に基づき、助成対象者から交付申請に係る手続の代行を依頼された者（以下「手続代行者」という。）は、2(3)に該当せず、将来にわたっても該当しないよう法令等を遵守する。また、公社又は都が必要と認めた場合には、暴力団員等であるか否かの確認のため、警視庁へ照会がなされることに同意する。
- (2) 手続代行者は、交付要綱及びその他公社が定める交付申請等に係る全ての要件を理解し、申請者及び共同申請者と連携を図り、事業を円滑に推進できるよう努める。手続代行者が行う手続について、交付要綱の規定に従って進行していき、認められ、代行の停止を求められたときは、これに異議なく応じることに同意する。
- (3) 助成対象者は、公社が発行する各種書類が、申請者に通知されたことについて、手続代行者へも連絡する場合があります。これを了承している。

5 交付の条件

- (1) 助成対象者は、助成対象機器が立地上又は構造上危険がないことを確認した上で申請している。また、公社が求めた場合には、安全性等を確認する書類の提出に依る。
- (2) 助成対象者は、助成事業が事業の目的に達して公正に実施されているかを判断するための現地調査等に協力すること。
- (3) 助成対象者は、本事業の交付要綱その他法令の規程を遵守すること。

6 処分の制限

助成対象者は、本助成金の交付を受けた場合、法定耐用年数の期間、公社の承認なく、助成対象機器を処分（助成金の交付の目的以外に使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄）してはならない。

7 交付決定の取消及び本助成金の返還

- (1) 助成対象者は、申請書及び添付書類一式について責任を持ち、虚偽、不正の記載が一切ないことを確認している。
- (2) 公社は、万が一違反する行為が発生した場合、助成対象者の交付申請の全部若しくは一部に対して助成金を交付せず、その交付を停止し、又は交付した本助成金の全部若しくは一部の返還を命じることがある。
- (3) 助成対象者は、前項による返還命令を受けた場合、速やかに本助成金の全部又は一部を返還しなければならない。
- (4) 公社は、助成対象者に対して、交付要綱第27条第1項の返還請求の際に、本助成金受領の日から返還までの日数に応じ、返還命令の対象となる本助成金の額につき、年10.95%の割合で計算した加算金の支払及び返還手続に要する手数料の支払を求めることができ、助成対象者はこれを支払う。

8 個人情報の取扱い

助成対象者は、本事業の申請書等により公社が入手する個人情報は、申請者への問合せ、補助金の交付などの通知及び振込、財産処分制限にかかる調査、その他公社が行う調査などを目的とし、公社が定める「プライバシーポリシー（個人情報保護方針）」（※）に従って使用されることを了承している。

※ 公社の個人情報保護方針については、HP
(<https://www.tokyokankyo.jp/privacy>)に記載

9 注意事項

- (1) 助成対象者は、提出した申請書及び添付書類は返却され

ない旨を了承している。

- (2) 公社は、申請者が送付する申請書、公社が送付する通知書、その他送付物の送付に係る遅延、紛失、損害等全ての事項について一切の責任を負わない。
- (3) 助成対象者は、提出した申請書類の記載内容に軽微な誤りがあった場合は、事実に基づき、申請者の不利益にならない範囲において訂正される可能性があることについて同意している。

10 禁止事項

助成対象者は、以下の(1)から(5)までの行為を行い、又は行おうとしてはいけない。

- (1) 本同意事項、マニュアル等の規定に反すること
- (2) 公社等に対する債権を、第三者に譲渡し、若しくは移転し、又は担保に供すること
- (3) 公社等に対する一切の権利及び義務並びに交付申請により生じる公社との間の契約上の地位について、公社の同意なしに第三者に対して譲渡し、若しくは移転し、又は担保に供すること
- (4) 公社等を誹謗中傷し、又は名誉若しくは信用を傷つける言動をすること
- (5) その他、公社等が本助成金の趣旨に反すると判断する行為、又は公社等との信頼関係を損なう一切の行為

11 免責

助成対象者は、公社が助成対象者、手続代行者、施工会社、都登録AG（家庭）等の中で生じる問題に関して関与しないことを了承している。

また、区分所有者全員で構成される団体等の内部で生じる問題についても同様とする。

12 専属的合意管轄裁判

本事業に係る助成対象者と公社との訴訟については、東京簡易裁判所又は東京地方裁判所を専属的合意管轄裁判所とする。

13 DR実証

- (1) 助成対象者は、都登録AG（家庭）からDRの意義、本事業の内容、DR実証の内容と注意事項（制御による電気代への影響の可能性等を含む）の説明を受けること。DR実証に参加する場合は、都登録AG（家庭）に交付申請等の手続の代行を委任し、委任状を公社に提出すること。
- (2) 助成対象者は、都登録AG（家庭）と、助成金の交付決定を受けた年度から起算して2か年度の間、都登録AG（家庭）が遠隔から助成対象機器の状態監視を行い、遠隔制御（又は自動制御）により、原則として需給ひっ迫警報及び注意報時のDR及び年間5日以上のDRを行う旨の契約（以下、「DR実証の契約」という。）を締結すること。
- (3) 助成対象者が設置する助成対象機器は、都登録AG（家庭）のDR対象機器、エネルギーマネジメント機器及びIoT関連機器であること。
- (4) 助成対象者は、DR実証の契約に基づき、都登録AG（家庭）が助成対象機器を対象にDRを実施することに協力すること。
また、DR実証の実施後に、都登録AG（家庭）が実施するアンケートに協力すること。
- (5) 助成対象者は、助成対象機器を設置した住宅における電力データ、機器の稼働状況データ等を、都登録AG（家庭）に提供すること。また、都登録AG（家庭）が当該データ及びアンケート結果（個人情報及び個人が特定できる可能性のある情報を除く。）を踏まえDRの効果分析等を行い都及び公社に報告することに同意すること。また、報告された分析結果について都及び公社が公表することについて同意すること。

3.1 (参考)関連ホームページのご案内

- ・本事業 実施要綱・助成金交付要綱・本手引き等の規定類について
https://www.tokyo-co2down.jp/subsidy/demand_response_fam_hydrogen
- ・アグリゲーション事業について
https://www.tokyo-co2down.jp/subsidy/aggre_home
- ・デマンドレスポンス実証ポータルサイト
https://www.tokyo-co2down.jp/subsidy/aggre_home/dr demonstration

東京都
デマンドレスポンス活用を見据えた家庭用燃料電池普及促進事業
助成金申請の手引き

□発行・編集 令和6年6月
公益財団法人東京都環境公社
東京都地球温暖化防止活動推進センター
(愛称:クール・ネット東京)
〒163-0817 東京都新宿区西新宿 2-4-1
新宿 NSビル 17 階

電話:03-6659-3472
月曜日～金曜日(祝祭日を除く)9:00～17:00